



令和8年度

木造住宅無料耐震診断募集案内

今回の募集は60戸（申し込みは先着順）です。

申し込むには条件等がありますので、この案内をよくお読みになったうえで
お申し込みください。

お問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築指導課
TEL 0857-30-8362
E-Mail kensido@city.tottori.lg.jp



鳥取市木造住宅耐震診断
HP

1 「鳥取市木造住宅耐震診断事業」の概要

地震に対しての建築物の安全性能基準は建築基準法によって定められおり、これを「耐震基準」と呼びます。現在の耐震基準は昭和 56 年 6 月 1 日に施行されたもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準を「旧耐震基準」、現在の耐震基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が多くありました。この教訓を基に新耐震基準を満たさない既存の建築物について、耐震改修を進めることを目的とする新たな法律（耐震改修促進法）が平成 7 年に制定されました。また、平成 28 年に発生した熊本地震では、木造建築物において、接合部等の基準が明確化された平成 12 年 6 月 1 日より前の建築物も一部被害がみられました。

鳥取市においては、市民のみなさまが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、平成 18 年度から木造住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の補助を実施し、建築物の耐震性能の向上に努めるとともに、耐震診断の普及と耐震化の促進を図ってきました。耐震診断とは、地震に対する安全性を評価することをいいます。診断後、安全性が低いと評価された場合、耐震改修工事を行うことで、新耐震基準で建てたものと同等の安全性を得ることができます。まずは耐震診断を行い、耐震化をご検討ください。

2 対象条件（以下のすべてに当てはまること）

- ① 鳥取市内にあり、木造の一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗付きの住宅で、住宅部分が延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
- ② 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築又は着手されたもの（平成 12 年 6 月 1 日以降に、上階への増築、構造上一体で既存建築物の床面積の 20 分の 1 を超える増築をされている場合は対象から除く）。
- ③ 在来軸組構法で建築されたもの。
- ④ 階数が 2 以下、延べ床面積 280 ㎡以下のもの（1 敷地 1 棟に限る）。
- ⑤ 用途が居宅で、附属家・離れではないこと。
- ⑥ 自己の居住用で、住居実態のあること。または、居住する予定があること。
- ⑦ 形式適合認定によるプレハブ工法で建築されたものでないこと。
- ⑧ 市の税及び使用料の滞納がないこと。
- ⑨ 事業用でないこと（個人所有であっても、賃貸等で収益を得ているものは対象外です）。

3 募集戸数

60 戸（先着順です。募集戸数に達し次第締め切ります。）

4 診断費用

無料です。ただし、派遣する建築士に耐震設計、改修工事費等の見積りなど耐震診断以外のものを依頼した場合は、別途費用がかかります。

5 申し込み方法

申込書に記入し、必要書類を添付して、鳥取市役所本庁舎（幸町 71 番地）5 階の「建築指導課」（51 番窓口）まで持参してください。郵送、電話では受付できません。

6 申し込み受付期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から **11 月 30 日（月）** まで（土、日曜日、祝日を除く）の午前 9 時 00 分から午後 5 時までです。

7 申し込み書類

申し込み時には①～⑤のすべての書類等が必要です（③、④、⑤については、内容が確認できる

ものであれば兼ねることができますので、表1でご確認ください。

- ① 木造住宅耐震診断申込書（本案内の5、6ページ目です）
- ② 付近見取り図（現地調査等で訪問するときに使用します）
- ③ 建物の所有者が確認できる書類（申し込み者が建物所有者であることを確認します）
- ④ 建築または着手時期が確認できる書類（平成12年5月31日以前に建築されたことを確認します）
- ⑤ 建物の概要が確認できる書類（建物の延べ床面積、構造、階数を確認します）
- ⑥ 建物を設計した平面図（筋かい等の構造要素が確認できるもの）

※目視だけでは判断できない部分の確認ができるため、より正確な耐震診断結果を得ることができます。

表1 確認できる内容の一覧

書類の一覧	③所有者 の確認	④建築時期 の確認	⑤建物の概要の確認		
			面積	構造	階数
登記事項証明書（建物）※1	○	○	○	○	○
固定資産税納税通知書（家屋）の写し※2	○	○	○	○	×
固定資産評価証明書（建物）※3	○	×	○	○	○
建物の外観写真※4	×	×	×	×	○
建築確認通知書の写し	×	×	○	○	○
検査済証の写し	×	○	×	○	○
工事請負契約書の写し	×	○	△	△	△

○・・・確認可 ×・・・確認不可 △・・・記載内容による

③④⑤のいずれも○になるよう、書類を組み合わせ提出してください。例えば、「登記事項証明書（建物）」の添付であれば、ほかの書類は不要です。「固定資産税納税通知書（家屋）の写し」であれば、③④⑤のうち階数のみ確認できないので、「建物の外観写真」が必要です。

※1 登記事項証明書（建物）は、法務局で有料で取得できます。

※2 固定資産税納税通知書（家屋）の写しは、今年度のものを提出してください。

※3 固定資産評価証明書（建物）は、市民総合窓口で有料で取得できます。

※4 建物の外観写真は、申込書の第二面に貼り付けてください。

8 耐震診断を行う技術者

市が業務委託した協会、団体等に所属する設計事務所から選定した建築士を耐震診断技術者として派遣します。

9 現地調査

耐震診断を行うためには、現地調査が必要です。調査当日は立会いにご協力ください。

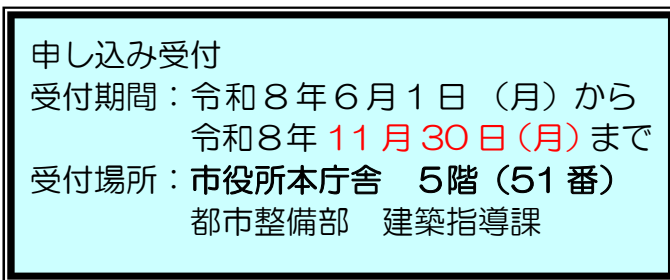
現地調査の時期は受付番号によって異なります。

詳しくは次ページの《申し込み受付から診断まで》でご確認ください。

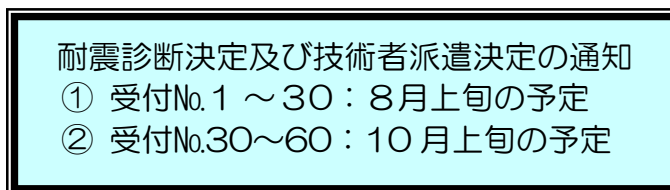
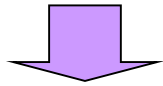
10 診断の時期と結果

調査が終わりましたら、耐震診断を行い、その結果をお知らせします。申込者への診断結果通知の発送時期は受付番号によって異なります。詳しくは次ページの《申し込み受付から診断まで》でご確認ください。

《申し込み受付から診断まで》

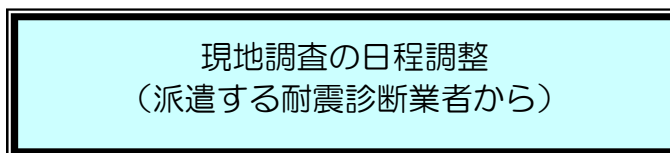
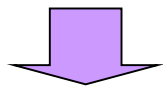


募集件数は60戸です。
（申し込みの受付は先着順です。
電話・郵送による予約や受付はできません。）

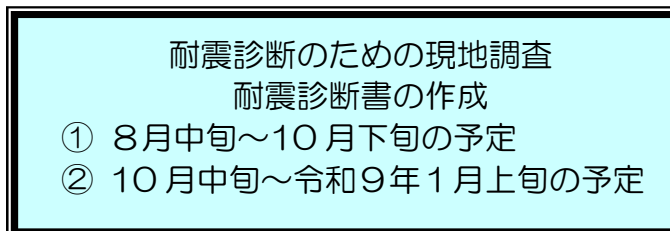
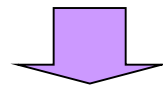


耐震診断を行う設計事務所と建築士をお知らせする文書を発送します（文書が届いてから10日以内に建築士から電話連絡がない場合は市に連絡ください）。

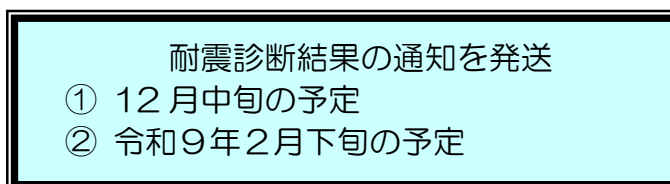
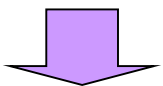
※10月以降の受付分は随時通知予定



建築士から、建物現地調査の予定日時を決めるために電話連絡があります（予定日時で都合が悪い場合は、お互いで調整をお願いします）。



市が委託する建築士が現地に赴き、耐震診断に必要な現地調査を行います。家の間取りや筋かいの位置、建物の劣化状況等を調べます。このため、床下や天井裏などからも調査を行う場合があります（床下や天井裏の点検口の位置を確認しておいてください）。



現地調査結果を基に耐震診断を行い、耐震診断結果を通知します。

耐震診断の実施にあたっては、市が業務委託した協会、団体等から耐震診断に関する知識等を有する技術者（建築士）を派遣します。聞き取りや現地調査で知り得た個人の情報は耐震診断業務以外の目的で使用したり漏洩したりすることはありません。この事業では、通知した建築士以外のもの又は市職員が突然お宅に訪問したり電話をかけたりするなどして耐震診断を勧誘することはありません。市職員を名乗った不審な勧誘があったときは、鳥取市建築指導課までご連絡ください。

※調査の結果280㎡を超えている場合は、診断を中止となりますのでご承知おきください。

(第一面)

鳥取市長 様

フリガナ

郵便番号 〒 ー ー

住所

電話番号

鳥取市震災に強いまちづくり促進事業に基づき、耐震診断を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。この申込書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

診断を希望する 住宅の所在地（地番）	鳥取市
建築時期	昭和・平成 年 月（ ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 着手 ） ※平成 12 年 5 月 31 日以前に建築（新築または増築）または工事着手された住宅が対象です。
住宅の種類	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅（住宅部分以外の用途： ）
使用形態	自己居住用（賃貸用住宅を除く）
構造	☐ 木造 在来軸組構法
階数及び 延べ床面積	☐ 平屋建て ☐ 2階建て 延べ床面積 m ² （併用住宅の場合は住宅部分の床面積 m ² ）
提出書類 ※準備のできた書類にはチェックを入れてください。	☐ 付近見取り図（簡易な見取り図でも構いません） ☐ 建物の所有者が確認できる書類 ☐ 建築または着手時期が確認できる書類 ☐ 建物の概要が確認できる書類 ☐ 建物平面図（筋かいの位置等が記載されているもの） ＊診断を円滑に進めるために、現況の建物平面図（筋かいの位置等、建物の構造が確認できるもの）があれば提出してください。無ければ提出は不要です（ご自身で作成していただく必要はありません）。
注意事項	☐ 第二面の「対象条件のチェック項目」に掲げる事項に該当しないことが判明した場合、その時点で診断を中止します。 ※ご理解いただけましたらチェックを入れてください。

※無料耐震診断の申し込みをされる方は、第一面及び第二面に必要な事項を記入し、診断する住宅の全景写真を第二面に貼り付けしてください。

(第二面)

対象条件のチェック項目（下記の事項に全て該当した場合は無料診断が受けられます）
※該当するものにチェックを入れてください。

- ☐ 平成 12 年 6 月以降に増改築を行っていない、2 階建て以下かつ延べ床面積 280m² 以下の住宅である（平成 12 年 6 月 1 日以降に、上階への増築、構造上一体で既存建築物の床面積の 20 分の 1 を超える増築を行った場合は対象から除く）。
- ☐ 一戸建ての住宅または、併用住宅で延べ床面積の 2 分の 1 以上が住宅である。
- ☐ 過去に本事業の耐震診断を受けたことがない。また、鳥取市から補助金を受けて耐震診断を受けたことがない。
- ☐ 市税及び使用料の滞納がない。
- ☐ 枠組壁工法、ツーバイフォー、プレハブ、丸太組工法の住宅ではない（各種プレハブなどの建物は、建てたメーカーでないと診断できません）。
- ☐ 用途が居宅で、附属家・離れではない。
- ☐ 自己の居住用で居住実態がある。または、居住する予定がある。
- ☐ 事業用の住宅ではない。

※一人の所有者に対して **1 棟**のみ申し込みすることができます。

※耐震診断を希望される方は、上記のチェック項目すべてに該当することを確認したうえで、この申込書と第一面の提出書類を添えて下記に提出してください。

※耐震診断の時期は受付No.1～30 の住宅は令和 8 年 8 月中旬～10 月下旬、受付No.31 以降の住宅は令和 8 年 10 月中旬～令和 9 年 1 月上旬の予定です。申込件数が多い場合は次年度以降の申し込みをお願いする場合がありますのでご了承ください。

診断建物（住宅）の全景写真貼り付け欄

- ・現地調査の時に診断する住宅を確認するためにも必要です。
- ・道路側から階数が読み取れるよう撮影してください。
- ・表 1 確認できる内容の一覧の「建物の外観写真（⑤の階数を確認する書類）を兼ねています。

提出先

鳥取市役所 都市整備部 建築指導課（本庁舎 5 階 51 番窓口）
電話（0857）30-8362